

鳥取市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月27日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第33号

鳥取市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成19年鳥取市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法同条第6項」を「同条第6項」に、「起算して5年内」を「令和5年3月31日まで」に、「第24条」を「第25条」に、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。